第5次鳩山町男女共同参画計画

令和5年度~令和9年度



令和 5 年 3 月 鳩山町

第5次鳩山町男女共同参画計画の策定にあたって

近年、ライフスタイルや価値観、働き方、家族形態の多様化が進み、また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う新しい生活様式の実践など、私たちの生活は大きく変化しています。このような社会情勢の中で、将来にわたり持続可能な活力ある社会を構築するためには、男女の人権が平等に尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。



しかしながら、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識、社会の様々な分野における男女の格差、性の多様性に対する偏見など、今後も取り組むべき課題が多くあります。

鳩山町では、これまで、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現を図るため、平成30年4月に「(改定)鳩山町男女共同参画計画」を策定し、各種施策を推進してまいりました。この度、計画期間が終了するにあたり、社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次鳩山町男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画は、「誰もがともに尊重し合い 互いに手を取り 自分らしく生きられる社会の確立をめざして」を基本理念とし、新たに性的マイノリティへの支援等についても盛り込むとともに、様々な分野での男女共同参画を継続して推進していく内容となっています。また、計画の達成度合いを客観的に評価するため、新たに成果指標を設定しました。

今後も、本計画を指針とし、町民の皆様、事業者など関係者の皆様と連携・協力しながら、 男女共同参画社会の実現に向けた一層の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますの で、皆様の更なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました鳩山町人権政策 推進協議会委員や町民の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

令和5年3月

鸠山町長 小峰 孝雄

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	前計画の取組状況	
** 0 **		
第2章	計画の概要	
1	計画の基本理念	
2	基本目標	
3	計画の体系	
第3章	計画の内容	10
基本目	目標 I 男女の人権が尊重されるまち	10
(I)男女共同参画を進める意識啓発・高揚	10
(2	2)男女平等を基本にした教育・学習の推進	13
(3	3)性の多様性に関する理解促進	15
基本目	目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進	18
(I)政策方針決定の場への女性の参画の推進	18
(2	2)家庭・地域活動への男女共同参画の推進	21
(3	3) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	23
基本目	目標 3 就労における男女平等の推進	25
(l)職場における男女平等の推進	
(2	2) 働きやすい環境の整備	
(3	3) 職業能力の開発と就業の支援	
基本目	目標 4 少子・高齢化時代における生活環境の整備促進	30
(I)総合的な子育てへの支援	30
(2	2)生涯にわたる健康の保持・増進	33
(3	3) 高齢者・障がい者福祉などの充実	
基本目	目標 5 あらゆる暴力のない社会づくり	40
(l) DV 等根絶のための啓発事業の推進	
(2	2) 相談・支援体制の充実	
(3	3)関係機関との連携	41
第 4 章	計画の推進	43
1	計画推進のための体制づくり	43
2	数值目標	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

活力と魅力に満ちた鳩山町をつくっていくためには、男女の人権が平等に尊重され、 性別に関わりなくその個性と能力を十分発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き 方を選択することができる男女共同参画社会を実現することが最重要課題です。

男女共同参画社会基本法においても、前文に男女共同参画社会の実現は 21 世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされています。

本町では、平成 16 年 1 月に「鳩山町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画のための各種施策について総合的・計画的に取り組んでいます。

従前の計画(平成30年度~令和4年度)からは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村の区域内での女性の職業生活における活躍の推進に関する計画と配偶者等からの暴力の根絶を目指したドメスティック・バイオレンス防止基本計画を本計画と一体的に策定いたしました。

「誰一人取り残さない」持続可能な開発目標である SDGs においては、目標 5 に「ジェンダー平等を実現しよう」と題し、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行うことを目指しています。

人口が減少傾向であるとともに、高齢者の割合が急速に増加する中で、活力ある持続可能な社会づくりが大きな課題となっており、男女共同参画の視点の重要性が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国的に配偶者からの暴力(以下「DV=ドメスティック・バイオレンス)という。)等の増加をはじめ、雇用・所得への影響が深刻化し、ますます男女共同参画社会の実現が強く求められています。

こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、今後の目指す姿と取り組むべき施策 を総合的かつ計画的に推進することを目的に「第 5 次鳩山町男女共同参画計画」を策 定します。

【鳩山町男女共同参画計画の変遷】

始 期	名 称
平成 16 年 1 月	鳩山町男女共同参画計画
平成 20 年 6 月	鳩山町男女共同参画計画(改定)
平成 25 年 4 月	鳩山町男女共同参画計画(改定)
平成 30 年 4 月	(改定)鳩山町男女共同参画計画

2 計画の位置づけ

- (I) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 |4 条第 3 項に基づき策定する、町における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画基本計画」 の内容を踏まえるとともに、「第6次鳩山町総合計画(はとやま HAPPY プラン)」 の「文化創造・多文化共生のまちづくり」分野の実施計画に位置づけます。
- (3) 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) 第6条第2項に基づく基本計画として位置づけます。本計画に該当する施策等は、 基本目標3「就労における男女平等の推進」に係る部分となります。
- (4) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法) 第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけます。本計画に該当する施策等は、基本目標5「配偶者等からの暴力の根絶」に係る部分となります。
- (5) 本計画は、町の男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みの指針となるものであり、男女が対等なパートナーシップにより支えあい、誰もがいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるため、町全体に「男女共同参画」という考えを根づかせ、町民の皆さんとともに推進していくための総合的な計画として策定しました。

関連する国の法律

男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法

第5次男女共同参画基本計画(国)

埼玉県男女共同参画基本計画

第6次鳩山町総合計画 (はとやまHAPPYプラン)

勘案

分野別実施計画

第5次鳩山町男女共同参画計画

鳩山町女性活躍推進基本計画 鳩山町DV対策基本計画

3 計画の期間

この計画は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間を 計画期間とします。

4 前計画の取組状況

前計画に位置づけた施策の取組状況について、A~E(A:達成率 90%以上、B:達成率 70~90%未満、C:達成率 50~70%未満、D:達成率 40~50%未満、E:達成率 40% 未満)の5段階でまとめた結果は下記のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった事業が多くあることから、 コロナ前の平成30年度とコロナ禍の令和3年度の取組状況をそれぞれ記載しています。

●基本目標1 人権の尊重と男女平等の意識づくり

計画施策数	年度	Α	В	С	D	E
25	平成 30 年度	11	8	3	0	3
25	令和3年度	8	7	2	0	8

コロナ前でもEだった施策は、「女性の社会参画を進めるための各種講座、講習会の開催」「性に関する相談窓口の充実」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供と啓発促進」でした。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供と啓発促進」については、国や県からの情報提供がなかったため、第5次計画では令和4年4月1日から開始した「パートナーシップ宣誓制度」に関する施策を設定します。

●基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

計画施策数	年度	Α	В	С	D	E
22	平成 30 年度	8	6	7	0	2
23	令和3年度	8	4	6	2	3

コロナ前でもEだった施策は、「地域活動などで利用可能な公共施設の提供」「各種国際交流講座、研修会などの開催」でした。「地域活動などで利用可能な公共施設の提供」については、洋式トイレやバリアフリー化等の工事を当該年度には行わなかったことによります。

●基本目標3 就労における男女平等の推進

計画施策数	年度	Α	В	С	D	E
15	平成 30 年度	6	0	6	I	2
15	令和3年度	5	6	2	I	I

コロナ前でもEだった施策は、「自営業者、農業従事者に対する家族経営協定締結の

推進」「就職相談窓口の整備充実」でした。

●基本目標4 少子・高齢化時代における生活環境の整備推進

計画施策数	年度	Α	В	С	D	E
21	平成 30 年度	25	3	2	1	0
31	令和3年度	19	5	4	1	2

令和3年度でEだった施策は、「スポーツ指導者の育成・確保」「健康維持のためのスポーツ環境の整備」でした。「健康維持のためのスポーツ環境の整備」については、プール利用補助券の交付が令和元年度で終了したことによります。

●基本目標5 配偶者等からの暴力の根絶

計画施策数	年度	Α	В	С	D	E
4	平成 30 年度	6	0	0	0	0
0	令和3年度	6	0	0	0	0

各公共施設の女性トイレへの「DV ミニチラシ」の設置や成人式での「デート DV カード」の配布等を通して、DV 相談窓口の周知を行いました。また、「DV 対策庁内連絡会議」により DV 被害等の情報共有及び連携体制を構築しています。

●基本目標6 計画推進のための体制づくり

計画施策数	年度	Α	В	С	D	E
10	平成 30 年度	6	3	I	0	0
10	令和3年度	6	3	1	0	0

各種団体及び地域の組織等から推薦された委員等で構成されている「鳩山町人権 政策推進協議会」で、男女共同参画に係る審議や各種施策などの情報共有を行い、 施策の推進を行う組織体制の整備を図っています。また、協定を締結した関係機関・ 組織及び庁内関係課と連携した「地域見守りネットワーク」を組織し、高齢者・障 がい者・子どもたちが地域で安心して暮らし続けられるよう見守り体制の整備を図 っています。

第2章 計画の概要

1 計画の基本理念

「誰もがともに尊重し合い 互いに手を取り 自分らしく生きられる社会の確立をめざして」

21 世紀を迎え、わが国の経済・社会環境は、少子・高齢化、国際化、情報化などの急速な進行により、大きく変わりつつあります。そのような状況の中で、鳩山町の地域特性を生かしながら豊かなまちづくりを進めていくためには、男女それぞれの考え方や意思が尊重され、ともに支えあい、ともに責任を担い、一人ひとりが個性を自由に発揮して、多様な生き方を選択できる社会(男女共同参画社会)の実現が求められています。

この計画を基に、行政、家庭、学校、企業、地域などが一体となって鳩山町における男女共同参画社会の実現を目指します。



2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つを基本目標に掲げ、その達成を図る施策、事業を展開 していきます。

基本目標 1 男女の人権が尊重されるまち

男女共同参画社会の実現のためには、男女平等と性の多様性に関する意識づくりが必要であり、男女を問わず、すべての人の人権が尊重され、家庭や地域社会、学校・職場などにおいて、あらゆる男女差別をなくすことが不可欠です。

日本国憲法では、すべての国民に「法の下の平等」を保障していますが、現実には 依然として性差別意識が残っています。それが固定的な性別役割分担意識や男性中心 の考え方、女性に対する暴力、性的マイノリティの方への偏見などの人権侵害を引き 起こし、個人の能力や個性を生かす機会を狭めたり、不利益となるような状況を生み だしたりしています。

これらの問題を解消するためには、男女がお互いの人権を尊重しあい、あらゆる生活の場において男女平等の意識づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、子どものころから男女共同参画意識を育てる教育や、性の多様性についての理解促進などに関する意識啓発を図ることが重要です。また同時に、高齢者や子ども、障がい者や外国人などの社会的に不利益を被りやすいといわれている人々の人権も平等に尊重される社会環境づくりのため、一層の意識啓発とその浸透を図っていきます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女がともに社会で活躍し、多様な発想や感性を生かすことは、まちづくりを進めていく上で重要です。様々な意思決定の場において、男女が対等な立場で参画し能力や個性を発揮できる社会をめざします。

SDGs の Goal5 において、「ジェンダー平等を実現しよう」として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を推進していくことを目標としています。町としても SDGsを推進していくため、町議会や審議会、協議会などの政策や方針を決定する場や役場内の管理職への女性の登用比率を高め、女性の声を行政に反映できるよう努めます。また、地域活動の場においても、性別役割分担意識の変革を図り、町民一人ひとりが地域社会の一員として活動できる土壌づくりやリーダー育成などを進めることで、女性の活躍できる場や機会が公平に与えられるような社会環境を整備していきます。

更に、国際的視野をひろげ、国際感覚を身につける学習を進め、外国人への支援も 進めていきます。

基本目標3 就労における男女平等の推進

「男女雇用機会均等法」の改正や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正などにより就業における男女平等の法的整備は進み、女性の就業範囲も年々拡大しています。しかし、「男性は仕事、女性は家事」といった性別役割分担意識が未だに残っていることから、職域や賃金、昇格や処遇などの面で、男女格差が解消されているとは言えないのが現状です。

女性の労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口)は、結婚・出産期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」という特徴があり、就業の継続や復職しやすい環境の整備が求められています。近年では M字カーブの底部分は浅くなってきていますが、正規雇用として働き始めた女性でも、結婚や出産等といったライフイベントを重ねる中で非正規雇用や離職といった選択を取らざるを得ない状況にある方もいます。

男女がともに協力し、社会の支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、 ワーク・ライフ・バランスを実現できるような環境づくりを推進していきます。

基本目標4 少子・高齢化時代における生活環境の整備促進

少子化の進展は、社会の活力低下をもたらす深刻な問題です。結婚に対する考え方や 価値観など個人の意識の変化と併せて、女性の社会進出が進む中で、仕事と家事育児の 両立の負担がきわめて重いものになっています。

次代を担う子どもたちを健やかに産み育てるためには、男性・女性を問わず子育てに取り組むとともに、社会全体でも支援していくことが求められています。そのため、多様な保育サービスの充実や子育て支援策の整備を進めていきます。

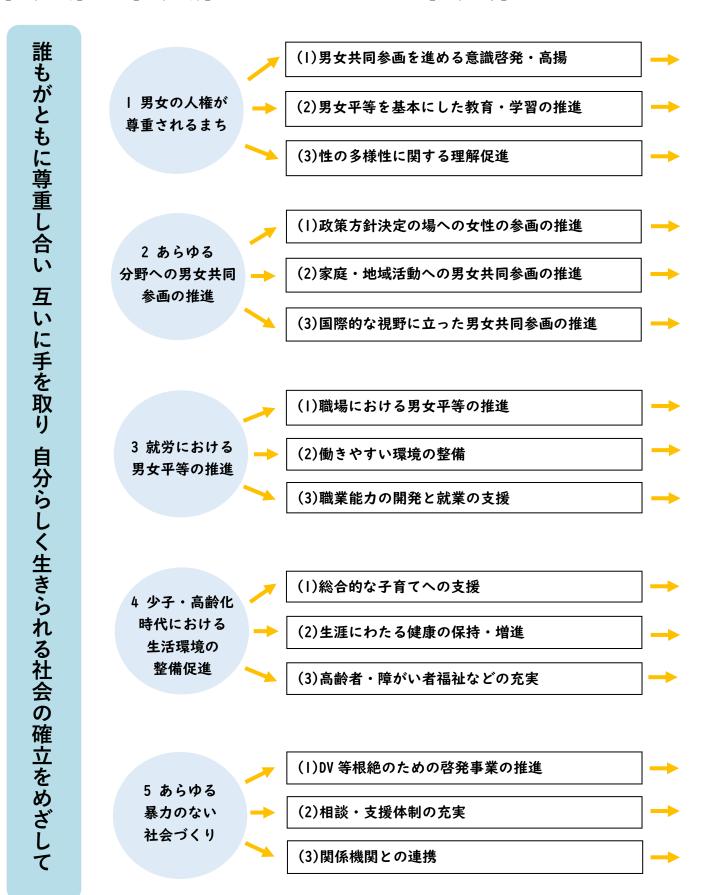
基本目標5 あらゆる暴力のない社会づくり

配偶者等への暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)や性暴力、児童・障がい者・ 高齢者虐待等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。安心、安全な男女共同参 画社会を形成するためには、DV をはじめとするあらゆる暴力を防止・根絶することが、 大変重要であり、必要不可欠です。

潜在化しやすく、深刻化や長期化を招きやすい DV 等の暴力を根絶させるためにも、積極的に意識啓発活動を図るとともに被害者への相談支援体制の充実、関係機関との連携強化を推進していきます。

【基本理念】 【基本目標】

【基本施策】



	【主要施策】	【ページ】
	①男女平等の理解と啓発	12 ページ
1 (1)	②平等意識の高揚と啓発事業の推進	12 ページ
I-(I)	③メディアにおける人権尊重の推進	13 ページ
	④固定的性別役割分担意識と慣習の解消推進	13ページ
I-(2)	①家庭教育の男女平等の推進充実	14 ページ
1-(2)	②学校教育における男女平等教育と個性尊重の推進	14 ページ
	③生涯学習(社会教育)における男女共同参画の推進	15 ページ
I-(3)	①個人の性を尊重する意識の普及推進	17ページ
1-(3)	②妊娠・出産の重要性に関する啓発と母性保護の推進	17 ページ
	③性的マイノリティ(LGBTQ など)への支援に関する理解促進及び拡充 新規	18 ページ
	①町議会・審議会などへの女性参画の推進	20ページ
2-(1)	②平等意識の高揚と啓発事業の推進	20ページ
	③女性が参画しやすい環境づくりの推進	21ページ
		22 ページ
2-(2)	②家族全員で家事を担う意識啓発の推進	23 ページ
	③男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	23 ページ
2-(3)	①外国人に対する理解と支援の推進	24 ページ
2 (3)	②国際的な女性政策などに関する情報提供	25 ページ
2 (1)	①職場での平等に関する啓発 拡充	26 ページ
3-(1)	②就業環境(労働条件)の整備拡充	26ページ
3-(2)	①働く男女に対する子育て支援	28 ページ
3 (2)	②働く男女に対する高齢者・障がい者介護支援	28 ページ
3-(3)	①就職・再就職の支援や相談、情報提供の充実	30ページ
	②職業能力開発向上の支援	30ページ
	①子育て環境の整備・推進	32ページ
4-(1)	②男女で取り組む子育てへの支援	33ページ
	③地域の子育てネットワークづくり 拡充	33ページ
	①母子保健の充実	34ページ
4-(2)	②生涯スポーツ事業などの充実	35ページ
	③健康に対する意識づくり	36 ページ
	④各年齢層に応じた健康保持・増進	36 ページ
h (2)	①公的サービスの充実	38 ページ
4-(3)	②生きがい対策事業の充実 拡充	39 ページ
	①暴力を起こさないための意識啓発の推進	41ページ
5-(1)	②DV 等の暴力に関する情報提供 拡充	41 ページ
F (0)	①DV 等に関する相談窓口の整備 拡充	42ページ
5-(2)	②DV 等被害者への支援体制拡充	42ページ
5-(3)	①庁内 DV 対策連携会議の設置	43ページ
J-(3 <i>)</i>	②DV 等根絶のための関係機関とのネットワーク化の推進 拡充	43ページ

第3章 計画の内容

基本目標 1 男女の人権が尊重されるまち

(1) 男女共同参画を進める意識啓発・高揚

一人ひとりの町民が、性別にとらわれることなく個性や能力を十分に発揮する男 女共同参画社会の実現を進めていく前提となるのが「人権尊重、男女平等の意識づ くり」といえます。

埼玉県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書(以下、「県の調査」という。)」では、「男女の地位の平等感」について、図 | のような結果が出ています。

図1 男女の地位の平等感

(%)

		平等になって	平等になって	どちらとも	わからない	無回答	
		いる	いない	いえない	1773 2 30 0	, M I I	
家庭生活	女性	27.4	40.9	26.6	3.7	1.5	
<u> </u>	男性	42.7	28.5	24.1	4.1	0.6	
学校教育	女性	26.2	18.0	24.3	28.0	3.5	
于似纵目	男性	37.4	19.1	19.4	22.7	1.4	
職場	女性	15.9	43.6	24.4	13.6	2.6	
明以 <i>*勿</i>	男性	22.2	48.0	21.1	7.4	1.3	
政治	女性	4.1	64.1	16.5	13.0	2.3	
以口	男性	9.9	60.2	18.7	10.0	1.2	
地域活動	女性	12.3	34.1	30.3	20.8	2.5	
の場	男性	22.1	31.4	27.6	17.4	1.5	
社会通念	女性	3.8	65.2	20.5	7.8	2.5	
や風潮	男性	7.4	62.3	23.5	5.4	1.4	
法律や	女性	11.4	39.1	32.1	15.1	2.2	
制度	男性	28.7	35.6	25.7	8.8	1.2	
社会全体	女性	4.3	57.2	29.8	6.9	1.9	
江五土件	男性	10.6	54.0	30.1	4.5	0.9	

(出典:埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」)

「家庭生活」や「学校教育」に関して、男性においては 4 割前後の方が「平等になっている」と回答していますが、女性においては、26~27%台に留まっています。また、「家庭生活」においては、女性の約 4 割の方は「平等になっていない」と回答しており、家庭内における男女共同参画の意識として、女性と男性の間で異なることが推測されます。なお、「政治」、「社会通念や風潮」、「社会全体」は男女とも不平等感が強くなっています。

まだまだ社会には様々な分野で固定的な性別役割分担意識が存在しており、「平 等ではない」と感じている人が多い状況となっています。

このことから、男女平等意識の高揚を図り、女性も男性もお互いに認め合い、人が個人として尊重される社会を創造していくための施策として、男女共同参画に関する講演会や研修など各種の啓発活動を積極的に実施していきます。

■ 解決のための施策

① 男女平等の理解と啓発

		所管					
	キ同参画の内容や推進 意識啓発と理解の充実	総務	課				
通番	年度	5	6	7	8		9
1	男女共同参画に関する講演会の開催	継続(各年)	度1回)				
		主な取約	且内容				所管
	平等が理解され推進で 図講座を開催します。		域を単位とした	男女共同参画り	こついて	総務	課
通番	年度	5	6	7	8		9
2	各種行事の際に男 女共同参画啓発視 聴覚資料ビデオな どの上映	継続(各年	度1回)				

② 平等意識の高揚と啓発事業の推進

		主な取約	且内容				所管		
	男女共同参画や男女平等意識に関する情報、町、県、国、世界の女性施策の取 り組み、法制度の見直しなどの情報を提供していきます。								
通番	年度	5	6	7	8		9		
3	啓発資料の配布又 は広報紙等による 情報・啓発記事の 掲載	継続(各年	 度 1 回以上) 						
	主な取組内容 所管								
	共同参画に関する図記 環境を整備します。	書、資料などを	積極的に収集す	るとともに、禾	削用しや	図書	館		
通番	年度	5	6	7	8		9		
	男女共同参画に関								
4	する図書の収集、 及び図書館への男	継続(各年	度1回)						
	女共同参画コーナ 一の設置								

		主な取約	且内容				所管
	キ同参画社会の実現り 動パネル展を開催しる	男女共	総務	課			
通番	年度	5	6	7	8		9
5	男女共同参画をテ ーマにしたパネル 展の開催	継続(各年	 (度1回以上) 				
		主な取約	且内容				所管
	での男女の固定的性類 屋するため、パネル原					総務	課
通番	年度	5	6	7	8		9
6	男女共同参画に対 するアンケート調 査の実施	継続(各年	E度 1回)				

③ メディアにおける人権尊重の推進

		主な取約	且内容			所管		
	情報の発信により受け手に性別役割分担意識を植え付けてしまわないよう、時 代に則した内容のガイドラインを周知します。 総務課							
通番	年度	5	6	7	8		9	
7	男女共同参画の視 点からの改訂版表 現ガイドラインの	継続(町オ	- ムページへ	の掲載)				
	周知 	主な取刹	 内容				所管	
町内の企業・事業所などが刊行物を発行する際に、人権尊重や性表現の見直し について協力を求めるとともに、啓発についての協力を要請していきます。 産業環境課								
			 する際に、人権				課	
			 する際に、人権				課	

④ 固定的性別役割分担意識と慣習の解消推進

		主な取約	且内容			所管	
専門家による講演会の開催により啓発の機会を設けます。 総務課 教育委員会事務局							
通番	年度	5	6	7	8		9
9	講演会などの開催	継続(各年度1回)					

(2)男女平等を基本にした教育・学習の推進

子ども達が健全に成長していくために、家庭教育は学校教育とともに重要な役割を果たします。家庭の中の役割分担が性別役割分担意識を再生産することにならないように家庭生活においてお互いの人格を認め合い、人を思いやる気持ちを育んでいけるような施策を行います。

男女共同参画社会実現のために重要施策の一つとして「学校教育における男女平等教育の充実」を望む声が多く寄せられています。町民の皆さんが学校教育、特に義務教育の中で人権尊重、男女平等意識を学び、体験し、身につけてもらいたいと期待しています。このため、教職員が男女共同参画に関する正しい知識を持って、各教科の見直しや男女平等教育を重要課題として位置づけ、より一層の学習内容の充実を図り、子ども達に「人権尊重」や「男女平等意識」を体得できる、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

生涯学習の場においても性別に関わりなく、各々の個性と能力を生かし、社会の あらゆる分野に参画していくための体制づくりの整備・充実を図ることも必要です。 そのため、学習機会の充実や住民の多様な要望に応えられるよう、支援体制、推進 体制の整備を進めます。

■ 解決のための施策

① 家庭教育の男女平等の推進充実

		主な取約	1内容			所管				
家庭教	家庭教育における男女平等教育に関する情報の提供と啓発を進めます。 総務課 教育委員会事務局									
通番	年度	5	6	7	8		9			
	啓発資料の配布又									
10	は広報紙等による 情報・啓発記事掲	継続(各年)	度1回以上)							
	載									
		主な取約	由内容				所管			
	こおいて男女平等、身 事業の支援を行います		実現のため、保	機護者などを対象	食にした	教育	委員会事務局			
通番	年度	5	6	7	8		9			
1										
11	PTA 等主催の家庭 教育学級の支援	継続(各年	度1回)							

② 学校教育における男女平等教育と個性尊重の推進

主な取組内容	所管
男女平等や個性尊重の視点で全教科・全領域において学習内容や指導方法の工 夫、研究を図ります。	教育委員会事務局

通番	年度	5	6	7	8	9	
12	学校における男女 平等・人権尊重教 育の実施	継続(各年)	度1回)				
		主な取組	且内容			所管	
	員を対象に、男女共同 を提供するとともに、			い理解ができる	るために教育	教育委員会事務局	
通番	年度	5	6	7	8	9	
13	教職員への男女共 同参画・男女平等 などの情報提供及 び研修の実施	継続(各年	度1回)				
		主な取組	且内容			所管	
男女活施しる	昆合名簿の推進など、 ます。	男女平等の観	点から学校の制	度や慣習の見正	重しを実 教育	委員会事務局	
通番	年度	5	6	7	8	9	
14	学校における制度 や慣習の見直し	継続(随時)				
		主な取組	且内容			所管	
	生徒一人ひとりが¶ して多様な生き方を選				個性を教育	委員会事務局	
通番	年度	5	6	7	8	9	
15	多様な生き方を尊 重した進路指導の 実施	継続(各年	度1回)				
		主な取組	1内容			所管	
	舌動や保健体育の授賞 う性教育の充実を図り		 童・生徒が確か	な異性観を育ん	んでいけ教育	委員会事務局	
通番	年度	5	6	7	8	9	
16	学校における性教 育及び教師に対す る性教育指導方法 の研修の実施	継続(各年	度1回)				

③ 生涯学習(社会教育)における男女共同参画の推進

			所管				
有識者	皆などを招いての人権	権学習会を実施	します。			教育	委員会事務局
通番	年度	5	6	7	8		9

基本目標 1 男女の人権が尊重されるまち

17	人権学習会の開催	継続(各年)	度1回)					
		主な取約	且内容			Ē	听管	
	女性の資質と能力向上を図るため、講演会・講座などの開催と研修機会の充実 を図ります。 教育委員会事務局							
通番	年度	5	6	7	8		9	
18	女性が参加しやす い日時で多種多様 な講座の開催	継続(各年	度1回)					
	○ 时/王 ン 刊 庄							
		主な取約				所管		
町内の を行い ます。	D活動グループに対し \ます。また、各関 ^{ij}	ノ、男女共同参 連団体や活動グ	画に関する情報 ループ相互のネ	とや資料提供など ットワーク化を	ごの支援 を推進し	教育委員	員会事務局	
通番	年度	5	6	7	8		9	
19	男女共同参画に関 する資料の提供及 びアドバイザーや 講師の紹介	継続(各年	度1回以上)					
		主な取糺	1内容			Ē	听管	
生涯学	学習に関する相談及 び	が支援窓口を開 え	設・運営します	•		教育委員	員会事務局	
通番	年度	5	6	7	8		9	
20	相談支援窓口の運 営	継続(各年	度毎月1回)					

(3) 性の多様性に関する理解促進

生まれついた性によって生き方の幅を狭めることなく、自らの持てる能力を発揮し、社会の様々な分野に参画していくことが肝要です。この実現のためには、男女それぞれの身体の特性を十分理解し、互いの人権を尊重していくことが大切です。 特に、女性は妊娠や出産の可能性があり、その時期の健康の維持・増進には十分な配慮が必要となります。人間社会の存続にとって大切な女性の妊娠・出産が、女

性差別につながることなく、すべての人々が温かく見守ることができる地域社会の創造のため、啓発活動を展開していきます。

また、近年では、LGBTQをはじめとする性的マイノリティの方々が、日常生活における自立や社会参画を行う上で多くの困難な状況におかれています。地域や学校、企業等へ性的マイノリティに関する理解を促し、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを推進していきます。

■ 解決のための施策

① 個人の性を尊重する意識の普及推進

				所管			
性の5 す。	里解を深め、普及させ	総務	課				
通番	年度	5	6	7	8		9
21	性に関する相談窓 ロ(人権相談)の 運営	継続(各年)	度毎月1回)				
		主な取約	1内容				所管
性に関	関する偏見をなくし、			啓発を行います	- •	総務	
性に関通番	関する偏見をなくし、 年度			啓発を行います	- 8	総務	

② 妊娠・出産の重要性に関する啓発と母性保護の推進

		主な取約	1内容			所管				
象に、	が安心して子どもをだ 妊娠・出産における 子どもを産み育てる	る妊娠の身体的	・精神的状態に	ついて啓発を行		呆健センター				
通番	年度	5	6	7	8	9				
23	母子健康手帳(親 子健康手帳)や父 子健康手帳の交付	継続(随時))							
24	マタニティキーホ ルダーの配布	継続(随時))							
25	啓発資料・パンフ レットなどの配布	継続(各年)	度1回以上)							
		主な取刹	且内容			所管				
	を持つ女性が安心して 母性機能の保護と、優				きを対象	全業環境課				
通番	年度	5	6	7	8	9				
26	啓発資料の配布又 は広報紙等による 情報・啓発記事の	継続(各年	度1回以上)							
	掲載									

③ 性的マイノリティ(LGBTQ など)への支援に関する理解促進及び拡充【新規】

		主な取約	1内容			所管		
シップ	または一方が性的マイプを尊重する「鳩山町 イノリティに対するヨ	リパートナーシ	ップ宣誓制度」			総務課		
通番	年度	5	6	7	8	9		
27	鳩山町パートナー シップ宣誓制度等 を広報紙や町ホー ムページ等により	継続(各年	度1回以上)					
	周知	- 4. T- //	مد			hh		
		主な取約	祖内容			所管		
	パートナーシップ宣誓書受領書を提示することにより受けられる行政サービス の拡充を図ります。 総務課							
通番	年度	5	6	7	8	9		
28	証明書提示による 利用可能な行政サ ービスの拡充	検討(準備	が整った段階	 で実施) 				
		主な取約	1内容			所管		
	トナーシップ制度をな します。	さらに拡大し、	ファミリーシッ	プ制度の導入で	を検討・	総務課		
通番	年度	5	6	7	8	9		
29	ファミリーシップ 制度の導入	検討(準備	が整った段階	で実施)				

- ※LGBTQ…レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、 トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、 クエスチョニング(性のあり方を決めていない、決められない等の人)など、性 的マイノリティを表す総称の一つ。
- ※パートナーシップ制度…自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を 発行する制度。
- ※ファミリーシップ制度…パートナーシップ制度により自治体に手続きを行う際に、当事者に子がいる場合、併せて手続きを行うことで、同居親族に相当する関係と認め、証明書を発行する制度。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

(1) 政策方針決定の場への女性の参画の推進

女性の社会進出が進み、様々な分野において活躍する女性が増えています。平成30年度に制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、社会の対等な構成員である男女が政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることが大切であるとしています。しかし、依然として、政策や方針決定の場面では男性主導で決定されることが多く、女性の参画率が極めて低い状況であり、政策・方針決定の場に男女が平等に参画することが、男女共同参画社会づくりの基本といえます。

県の調査では、女性の意見や考え方が反映されていない理由として、図2のとおりの結果が出ています。

図2 女性の意見や考え方が反映されていない理由

(%)

	全体	女性	男性
社会のしくみが女性に不利	40.7	40.1	41.4
女性議員が少ない	40.4	42.2	37.5
男性の意識、理解が足りない	37.8	35.8	41.4
自治会長や組合団体、地域組織リーダー に女性が少ない	31.6	30.6	31.9
行政機関の管理職に女性が少ない	31.5	31.2	32.3
女性の能力に対する偏見がある	24.0	25.7	21.1
女性自身が消極的	23.1	22.3	23.5
女性自身の意欲や責任感が乏しい	19.6	21.4	16.8
審議会や委員会に女性が少ない	14.5	12.2	17.2
その他	3.0	4.0	2.1
無回答	0.2	0.3	0.0

(出典:埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」)

上位を占める「社会をしくみが女性に不利」や「男性の意識、理解が足りない」といった理由は、女性よりも男性自身が思っている割合が多く、男性が意識を変えなければならないと思っている方が一定数いるということが推測できます。女性としては、「女性議員」の少なさに原因を感じている人が多く、女性議員を積極的に推進していくことで、男女共同参画の実現に大きく前進することができることが見込まれます。

■ 解決のための施策

① 町議会・審議会などへの女性参画の推進

		主な取約	且内容				所管	
	会や町各種審議会など 公表します。	総務	課					
通番	年度	5	5 6 7 8					
30	町審議会等委員へ の女性登用状況調 査の実施・公表	継続(各年)	度1回)					
		 主な取約	 				所管	
もに、	参加を推進するため、 町の意思決定の内線の女性の登用を促進し	容に女性の視点				全課	(総務課)	
通番	年度	5	6	7	8		9	
31	各種審議会などへ の女性委員の登用 比率	継続(30%	以上を維持)					

② 平等意識の高揚と啓発事業の推進

		主な取糺	且内容			所管		
町管理	里職員に占める女性の	- 0	総務	課				
通番	年度	5	6	7	8		9	
32	町管理職に占める 女性の登用状況調 査の実施と公表							
		主な取刹	 且内容				所管	
	生職員の管理職員を ^は りを進めます。	曽やすため、女	性職員が昇任討	(験を受験しやる	ナい環境	全課	(総務課)	
通番	年度	5	6	7	8		9	
33	町女性職員の昇任 試験受験率の向上	継続(40%	 					
		主な取糺	且内容				所管	
	従来、男性が主に行ってきた事業所等(役場含む)の業務・職域に女性を配置 し、事務分担の平等化を推進します。							
通番	年度	5	6	7	8		9	

役場事務分担の見	火火生 / ℝ右□ 土)				
直し	杯杯 (凡因时)				
女性消防団員の継 続的な確保	継続(随時)				
	主な取組	1内容				所管
			経営参画など)	を推進	総務:	課 環境課
年度	5	6	7	8		9
啓発ポスター・パ ンフレットなどの	継続(各年)	度1回以上)				
配布						
配布						
配布	主な取組	l内容				所管
配布 易において男女共同 蚤の実施を推進します	参画が推進され		からの職場慣行	テの見直	総務	
景において男女共同	参画が推進され		からの職場慣行	テの見直	総務	
景において男女共同4 氏の実施を推進します 年度	参画が推進され ├。	るように、従来			総務	課
島において男女共同∜ 蚤の実施を推進します		るように、従来	7		総務	課
	直し 女性消防団員の継 続的な確保 ②企業・事業所でのの は、事業主などへの 年度 啓発ポストなどの アンフレットなどの	直し 松桃 (随時	直し	直し	直し	直し

③ 女性が参画しやすい環境づくりの推進

		主な取組	1内容				所管					
	ての町職員を対象に§ 「女性職員の学習の機		全課(総務課)									
通番	年度	5	6	7	8		9					
38	町女性職員の研修 会などへの積極的 派遣	継続(各年)	度1回以上)									
		主な取組	1内容				所管					
女性がす。	が自己表現や能力向	上を図るための)情報提供や学	習機会の充実を	と図りま	総務 教育	課 委員会事務局					
通番	年度	5	6	7	8		9					
	他の機関が開催す		度1回以上)									
39	る各種講座開催情 報の提供											
		主な取組	且内容				所管					

女性0	総務	課							
通番	年度	5	5 6 7 8						
40	啓発資料の配布又 は広報紙等による 啓発	継続(各年	継続(各年度1回以上)						

(2) 家庭・地域活動への男女共同参画の推進

家庭内における家事の役割分担は女性の方が多く負担している傾向が多くあり、 自治会などの地域活動の場においては、男性が多くを占めている状況が多々見られ ます。昔からの慣習やしきたりは言葉で改善を促しても、次の日から改善されるこ とは少ないと思います。実際、様々な面で法の整備が整ってきているにも関わらず、 未だに性別による役割分担意識が払拭できない状況が続いています。活動の多くに は両性がそれぞれの意見や知恵を出し、支え合っていかなければならないものです。

女性にとって図 I (II ページ参照) における家庭内において男女平等になっていないと感じる状況や、図 2 (19 ページ参照) において自治会長や組合団体、地域組織リーダーに女性が少ない状況は改善していく必要があります。

誰もが地域社会を支える一員であることを認識し、地域における各種の住民組織・団体などの活動に男女がともに参画できるよう、啓発や支援体制の整備を進め、女性リーダー養成研修の充実と、男性の家事や育児に関する研修の機会もさらに充実を図ります。

また、女性が就労の場において積極的に取り組み、職業能力を十分に発揮する前 提条件として、従来の固定的性別役割分担意識をなくすことや、職場環境の改善に よる長時間労働を強いられないような取組を行うことで、家族全員で家事責任を分 担していくための施策を推進します。

さらに、防災対策における男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。予め、ニーズに沿った対策を講じることで災害時の困難を最小限にする取組が重要となっています。また、防災対策は、行政の取り組みだけではなく自主防災組織やボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組む必要があり、このため、これらの団体への女性の積極的な参画を促進します。

■ 解決のための施策

① 男女がともに参加しやすいような地域活動の推進

主な取組内容							所管	
男女が協力して地域活動や PTA 活動への参画を推進するため、様々な機会を通 総別でで情報提供や啓発活動を推進します。 教習							課 委員会事務局	
通番	通番 年度 5 6 7 8						9	

41	啓発資料の配布又 は広報紙等による 情報・啓発記事掲 載	継続(各年)	度 1 回以上)				
			所管				
	ュニティセンターや2 るような体制づくりと ます。		全課(総	務課)			
通番	年度	5	6	7	8		9
42	男女共同参画を意 識した設備等の整 備	継続(随時					
		主な取約	且内容				所管
	が参加しやすいよう、 進します。	開催日や時間	などに配慮する	会議や行事なと	ごの開催	総務	課
通番	年度	5	6	7	8		9
43	会議などの開催時 における一時保育 の実施、各種会 議・講座の夜間や 土日開催の推進	継続(随時)				

②家族全員で家事を担う意識啓発の推進

				所管			
	を対象とした家事・7 同参画の啓発を推進し	保健·	センター				
通番	年度	5 6 7 8					9
44	男性向け家事・育 児・介護等に関す る講座・講演会等 の開催	継続(各年)	度 1回)				
45	男性向けの啓発資料の配布及び啓発 記事の広報紙等へ の掲載	継続(各年)	度1回以上)				

③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

			所管			
主な取組内容 地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女の ニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れた意識啓発を 推進します。						務課
通番	年度	8	9			

46	消防団員や自主防 災組織への女性の 参画の促進	継続(随時))							
	主な取組内容 所管									
	こ配慮した地域防災i ュアルの整備・充実を	災に係る	総務	課						
通番	年度	5	6	7	8		9			
	防災会議委員への									
47	女性の参画を図り、男女のニーズ に広く対応した地									
	域防災計画の見直 しを行う									

(3) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

男女共同参画社会実現に向けての取り組みは日本だけでなく、国際社会と協調して進めて行く必要があります。国際化が進んでいる今日、鳩山町においても、居住する外国人との共生も重要課題といえます。学校における人権教育の中での外国人の人権についての教育はもちろん、町民が外国の文化を理解するための学習機会や交流の場の提供、国際的な男女共同参画に関する情報を提供するなどにより、国籍や文化の違いを認め合い、お互いの人権を尊重し、共に安心して暮らせる環境整備を進めていきます。

■ 解決のための施策

① 外国人に対する理解と支援の推進

	主な取組内容 所管										
別や係	男女共同参画の視点に立ち、学校教育において人種・国籍などの違いによる差別や偏見の解消を目指した学習の場の設定や国際交流の推進のための意識啓発 教育委員会事務局を進めます。										
通番	年度	5	5 6 7 8 9								
48	学校教育における 国際理解教育の実 施	継続(各年)	継続(各年度1回)								
		主な取糺	 且内容				所管				
	番の住民ニーズに対ス 目談できる体制づくり				とし、気	総務	課健康課				
通番	年度	5	6	7	8		9				
49	関係機関との連携 349 強化及び相談窓口 の周知 継続 (随時)										
		エな収利	1/7分				所管				

	音の住民との日常的な ○交流の場を提供しま	こ各種の	総務	課 委員会事務局			
通番	年度	5	9				
50	人種、国籍などに よる差別や偏見を 解消するだめの講	継続(各年)	度1回)				
	演会などの実施						

② 国際的な女性政策などに関する情報提供

			所管							
国際的な女性政策などに関する情報収集を行い、町民への情報提供を行います。 総務課										
通番	年度	5	6	7	8	8 9				
	国際的な女性政策	姚结 (夕左)	乗1同い L)							
51	51 国際的な女性以来 継続(各年度1回以上) などの情報の提供 継続(各年度1回以上)									

基本目標3 就労における男女平等の推進

(1) 職場における男女平等の推進

男女平等は、男女がお互いの経済的な自立と生活の自立があってこそ実現するといえます。女性の労働力率における「M字カーブ」の底が浅くなってきていることから、女性の就労継続する率が高まっている中、職場における女性の役割も益々大きくなっています。

しかし、女性を取り巻く就労環境をみると、これまで長年にわたり男性中心で成り立ち、女性は補助的な仕事を担ってきたこともあり、子育ての中心を女性が担っている状況には変化が見受けられないことから、職場における昇進、賃金などの男女格差や固定的な性別役割分担意識などがまだまだ根強く残っています。

職場における男女平等を実現するために、町内の企業・事業所や関係機関との連携を図り、育児休業制度、介護休業制度の普及・活用の促進や労働時間の短縮、セクシャルハラスメントの防止、パートタイム労働者の就業条件改善に向けた啓発事業などを推進していきます。

■ 解決のための施策

① 職場での平等に関する啓発

			所管				
	の企業・事業所などい D法規及び各種法制度	総務記 産業現	果 環境課				
通番	年度	5	6	7	8		9
52	事業主を対象とした男女共同参助との正しいではないでのいでは、では、では、一般のでは、これが、では、一般のでは	継続(各年	度1回以上)				
53	各種 パンフレット・ポスターなどによる啓発や情報 提供 (産業環境課)	継続(各年)	度 1 回以上)				

② 就業環境(労働条件)の整備

				所管					
職場における採用・昇進・就業分野・処遇面などでの男女平等を推進するため に事業主への啓発を行います。 産業環境課									
通番	年度	5	5 6 7 8						
	採用、賃金、福利								
54 厚生等の条件の男 女平等化に関する 継続 (各年度1回以上)									
啓発									

			所管				
	೬活と家庭生活及び♭ 単進や職場での就業系					産業:	環境課
通番	年度	5	6	7	8		9
55	男性の育児休暇取 得率向上に関する 啓発	開始	継続(各年)	度1回以上)			
56	就業条件の改善に 関する啓発	継続(各年)	度1回以上)				
		主な取組	且内容				所管
パートタイムで働く労働者が安心して働くことができるように就業条件の改善 に向けて、事業主への啓発を行います。							
通番	年度	5	6	7	8		9
57	町会計年度任用職 員の雇用条件の明 確化と就業条件の 改善に関する啓発 (総務課)	継続(各年)	度1回以上)				
58	パートタイム労働 者などの雇用条件 の明確化と就業条 件の改善に関する 啓発(産業環境課)	継続(各年)	度1回以上)				
		主な取組	日内容				所管
	共同参画経営を推進す 美員としての役割を通				t性が家		環境課 業委員会)
通番	年度	5	6	7	8		9
59	「家族経営協定」 に関する啓発及び 締結の推進及び商 エ会との連携強化	継続(随時))				

(2) 働きやすい環境の整備

女性は就労の有無にかかわらず家事を担っているケースが多く、仕事を持つ女性 にとって過重な負担となっています。

女性の働きやすい環境づくりに必要なものとして、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が安定していることやパートナー(男性)の理解や家事、育児などへの参加、企業経営者や職場の理解、保育所・学童保育所等の充実などが挙げられます。

今後女性の労働意欲に加え、高齢化の進行や出生率の低下により、女性の労働力 の必要性はますます高くなっていくと予想されます。女性が男性とともに働きつづ けることのできる環境整備が必要です。これらの働き続ける上での様々な障がいを 乗り越えるために、法律や制度を周知するとともに支援体制の整備を進めます。

■ 解決のための施策

(1) 働く男女に対する子育て支援

ナな取組由家											
	主な取組	1内容			所管						
5町村とも連携を取り)ながら、保育剤	听入所待機児童	の解消を図りま	ます。 町目	尺健康課						
年度	5	6	7	8	9						
保育所入所待機児 童の人数	継続(0人))									
	主な取組	 且内容			所管						
子育て家庭の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サー ビスの多様化と充実を図ります。 町民健康課											
年度	5	6	7	8	9						
延長保育や一時保 育等各種保育の実 施及び既存保育所 の施設整備支援	継続(随時))									
	主な取組	且内容			所管						
		童が放課後安心	こして過ごすこと		民健康課 推園						
年度	5	6	7	8	9						
学童保育室の整 備・充実 (町民健康課)	継続(随時))									
幼稚園保育時間の 延長(幼稚園)	継続(随時))									
	年 (お町村とも連携を取りながら、保育が年度 5 継続(0人) 主な取組でする様児 を取りがら、保育所入数 主な取組でするのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	年度 5 6 保育所入所待機児 童の人数 継続(0人) 主な取組内容 (家庭の就労形態やライフスタイルの多様化に対応の多様化と充実を図ります。 年度 5 6 延長保育や一時保育保存保育所の施設整備支援 主な取組内容 園の預り保育や親が就業している児童が放課後安心資保育室の整備・充実を進めます。 年度 5 毎 6 学童保育室の整備・充実を進めます。 継続(随時) 幼稚園保育時間の 継続(随時)	### (Display	下町村とも連携を取りながら、保育所入所待機児童の解消を図ります。 町目 年度						

(②) 働く男女に対する高齢者・障がい者介護支援

	N. A. War (in A. ph)										
		主な取糺	且内容				所管				
高齢を	者のいる家庭でも、st 役における介護サーヒ	長寿	福祉課								
通番	年度	5	5 6 7 8 9								
	広報紙やホームペ										
64	ージによる情報提 供又はパンフレッ	継続(各年)	度1回以上)								
	トなどの配布										
		主な取約	且内容				所管				

	障がい者のいる家庭でも、安心して就労できるように各種の障がい者介護サービスや施設における介護サービスなどについての PR を積極的に推進します。									
通番	年度 5 6 7 8						9			
65	広報紙やホームペ ージによる情報提 供又はパンフレッ	継続(各年)	度1回以上)							
	トなどの配布									

(3) 職業能力の開発と就業の支援

就労し続ける女性は着実に増加しています。しかし、一方で結婚や出産、子育て、 介護などによりやむなく退職するケースも少なくありません。

県の調査では、女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するために重要なこととして図3のとおりの結果が出ています。

図3 女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するために重要なこと (%)

		重要			重要ではない		
	とても 重要	重要	(合計)	あまり 重要でない	まったく 重要でない	(合計)	無回答
家族の理解や家事・育児 などへの参加	66.9	29.1	96.0	1.3	0.2	1.5	2.5
子どもや介護を必要と する人などを預かって くれる施設の充実	67.9	28.3	96.2	1.1	0.1	1.2	2.6
就職情報や職業紹介な どの相談機関の充実	36.7	51.5	88.2	8.4	0.6	9.0	2.8
技能習得のための職業 訓練の充実	28.1	48.4	76.5	19.0	1.2	20.2	3.2
企業経営者や職場の理 解	61.1	33.6	94.7	2.3	0.3	2.6	2.7
企業等が再就職を希望 する人を雇用する制度 の充実	52.1	41.6	93.7	2.6	0.2	2.8	3.5
在宅勤務やフレックス タイム制度、短時間勤務 制度の導入や介護休業 などの制度の充実	51.1	41.4	92.5	2.5	0.3	3.8	3.7

(出典:埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」)

「家族の理解や家事・育児などへの参加」、「子どもや介護を必要とする人などを 預かってくれる施設の充実」、「企業経営者や職場の理解」が重要であるものの中で 上位を占めており、各家庭及び企業に対して男女共同参画意識の向上を推進すると ともに、就職・再就職に関する情報提供や資格取得に役立つ講習会の実施などの施策を積極的に推進していきます。

■ 解決のための施策

① 就職、再就職の支援や相談、情報提供の充実

		主な取糺	且内容				所管			
女性の	D雇用を促進するため	り、就労情報の	是供に努めます	•		産業環境課				
通番	年度	5	6	7	8		9			
66	雇用・就労情報の 提供、ハローワー ク・町商工会など との連携	継続(各年)	度1回以上)							
	2 3, 22,1,3	二 4、87.41					=r			
	主な取組内容の所管の									
女性の職業的自立を支援するため、町や他の機関で開催される職業能力開発講 座などの情報を提供します。 町民健康課 産業環境課										
通番	年度	5	6	7	8		9			
67	資格取得のための 情報収集と提供	継続(各年)	度1回以上)							
		主な取約	且内容				所管			
就労に	に係る相談窓口を設け	け、女性の就労権	幾会の拡大を目	指します。		産業:	環境課			
通番	年度	5	6	7	8		9			
68	就労相談窓口の運 営	継続(随時))							

② 職業能力開発向上の支援

	主な取組内容 所管											
				所官								
女性の雇用促進や女性が職場で能力や個性を十分発揮できるように技能取得講 習会などの情報を提供します。 産業環境課												
通番	年度	5 6 7 8 9										
	14.66-7-7-7-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1											
技能取得講習会な 69 どの情報収集と提 供 継続(各年度1回以上)												
	,											

基本目標4

少子・高齢化時代における生活環境の整備促進

(1) 総合的な子育てへの支援

出生率の低下・女性の社会進出、核家族化等、少子化の一層の進行に伴い、子育 てをめぐる環境は大きく変化しています。しかし、県の調査では、家庭生活での役 割について、図4のとおりとなっています。

図 4 家庭生活での役割

(%)

	主として 男性が行っ ている	共同して分担している	主として 女性が行っ ている	その他	該当しない	無回答
家事(炊事・洗濯・掃 除など)	2.3	24.6	64.1	2.4	5.3	1.4
子育て(子どもの世話、 しつけ、教育など)	0.4	25.0	43.4	1.7	27.3	2.2
介護(介護の必要な親 の世話、病人の介護な ど)	1.9	13.5	23.6	3.3	54.7	3.0
地域の行事への参加	20.1	23.3	27.5	3.8	23.1	2.2
自治会、PTA 活動	13.1	21.6	36.2	2.8	24.0	2.2
生活費の確保	49.4	30.8	8.9	2.6	6.2	2.2
家計の管理	12.4	22.6	55.0	2.7	5.5	1.8
高額な商品や土地、家 屋の購入の決定	32.5	45.1	4.1	3.2	13.3	1.8

(出典:埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」)

「家事」や「子育て」に関しては、圧倒的に「主として女性が行っている」割合が高く、育児を積極的に行う「イクメン」の割合はまだまだ低い状況にあります。 次世代を担う子どもたちを健やかに産み育てながら、父親も母親も安心して仕事や社会活動を両立させるためには、男女が共同で家庭責任を担うとともに、子育て についても社会全体で取り組んでいくことが求められています。

今後、一層多様化する子育てのニーズへの的確な対応を目指し、情報提供や多様な保育サービス、子育て支援体制の整備と保健センターなどでの相談機能を充実させることが必要です。子どもを産み育てることに夢と希望が持てるように、地域とともに子育てに取り組んで行けるような環境整備を推進します。

■ 解決のための施策

① 子育て環境の整備・推進

主な取組内容 所管								
		所管						
育児に関する保護者の不安を解消するため、様々な育児に関する情報を提供します。また、問題解決に最適なサポート機関の情報提供も行います。						町民健康課 保健センター		
通番	年度	5	6	7	8	9		
70	啓発資料の配布又 は広報紙等への啓 発記事の掲載	継続(各年	度1回以上)					
		主な取約	 B内容			 所管		
適切なす。	な医療サービスが利用)成制度に充実る	を図りま 町	町民健康課		
通番	年度	5	6	7	8	9		
71	こども医療制度の 充実	継続(随時)					
		主な取糺	 且内容			所管		
ひとり)親家庭の生活基盤強	化のため、自	立支援策を実施	します。	町	町民健康課		
通番	年度	5	6	7	8	9		
72	保育園などの保育 施設への優担の軽 所、ひとり親家庭 等医療制度の充実	継続(随時)					
		主な取約	1内容			所管		
子育て中の親子の仲間づくりを目的とした情報交換の場や相談窓口を設け、乳 幼児が安心して子育てができる環境を整えます。					ラヷ、乳│保	町民健康課 保健センター 幼稚園		
通番	年度	5	6	7	8	9		
73	つどいの広場運営 事業及び子育て支 援センター事業の 実施	継続(随時)					
74	子どもの発育発達 相談及び子育て相 談の実施	継続(随時)					
		主な取刹	 内容			 所管		
身近な自然との触れ合いや遊びを通して、子どもの健全な育成ができるように 遊び場や公園の整備を行います。						まちづくり推進課産業環境課		
通番	年度	5	6	7	8	9		

75	遊具の点検や年代 を問わず利用でき る公園の整備	継続(随時	;)					
		主な取約	且内容			所管		
妊娠・出産・子育て中の方たちに対して、子育て世代包括支援センター内に配置している母子保健コーディネーターを中心に相談、事業等を通して支援をしていきます。						保健·	センター	
通番	年度	5	6	7	8		9	
76	母子保健事業及び 子育て支援事業の 実施	継続(随時	•)					
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							

② 男女で取り組む子育てへの支援

主な取組内容						所管		
	∠その配偶者などへの 爰を進めます。)妊娠・出産・育児に関する知識の普及と妊娠・産後			保健センター			
通番	年度	5	6	7	8		9	
77	ママパパ教室の開催	継続(各年度1回以上)						

③ 地域の子育てネットワークづくり

主な取組内容						所管		
地域での仲間づくりが行えるよう、保護者グループの育成を支援します。							町民健康課 保健センター 幼稚園	
通番	年度	5	6	7	8		9	
78	新規・既存の保護 者グループの育成 支援	継続(各年)	 度 1 回以上) 					
79	子育て情報の提供	継続(各年)	度1回以上)					
主な取組内容							所管	
地域での育児経験者などを中心とした子育て環境の整備を支援します。					町民信	建康課		
通番	年度	5	6	7	8		9	

80	ファミリー・サポ ート・センターの 設置	開始	継続(随時))					
	主な取組内容 所管								
	町の子育てや子育て支援サービスに関する情報を提供するとともに、保健セン ターや幼稚園の育児情報の提供を図ります。 町民健康課 保健センター 幼稚園								
通番	年度	5	6	7	8		9		
	m + + 17 / or -								
81	町広報紙・ホーム ページによる情報 の提供	継続(各年)	度1回以上)						
1	27 JAC 1/1								

(2) 生涯にわたる健康の保持・増進

生涯にわたって心身ともに健康であることは、個人が主体的な活動を営む上での基本であり、それが女性の自立と社会参加を促進し、男女共同参画社会を支える大きな要素といえます。

女性の場合、思春期、妊娠・出産期、壮年期、高齢期といったライフステージごとに心身の状況は大きく変化します。

特に子どもを産み、育てることは、社会の活力を維持する上でも重要なことであることから、妊娠・出産・育児に関する総合的な母子保健事業を実施します。

また、「自分の健康は自分で管理する」ということを基本に、心身の健康づくりや生きがいづくりのために、スポーツの果たす役割は大きいものがあります。誰もが気軽にスポーツに参加できる体制と施設の整備が求められており、その取り組みを積極的に推進するとともに、それぞれの年代や体力に応じた健康の維持・増進、健康管理・体力づくりなどの事業推進に取り組みます。そして健康寿命の周知、啓発と延伸のための事業を推進します。

■ 解決のための施策

① 母子保健の充実

		主な取約	且内容				所管			
妊婦の健康を守るとともに、乳幼児の発育・発達・育児・家族の健康などに関 する相談に対応できる体制づくりを進めます。 保健センター										
通番	年度	5	6	7	8		9			
82	妊婦健康相談・健 康診査の実施	継続(各年度1回以上)								

83	乳幼児健康相談・ 健康診査の実施	継続(各年)	度1回以上)					
84	│親子料理教室など の親子教室の開催	継続(各年)	度1回以上)					
				所管				
感染症 施しま	定などを予防し、健康 ます。	康な子どもの育	成を支援するた	め、予防接種事	事業を実	保健	センター	
通番	年度	5	6	7	8		9	
85	乳幼児の予防接種 事業の実施	継続(各年)	度1回以上)					
		主な取組	内容				所管	
	や乳幼児の各種のデ- 青報の共有化を図り、				コとの連	保健·	センター	
通番	年度	5	6	7	8		9	
86	母子保健管理シス テムの運用	継続(随時))					

② 生涯スポーツ事業などの充実

		主な取約	且内容				所管			
地域に催しる	こおける健康づくり? ます。	大会を開	教育委員会事務局							
通番	年度	5	6	7	8		9			
87										
	主な取組内容									
日常的 進しま	りにスポーツができる ます。	る体制づくりの	一環として、ス	、ポーツ施設の雪	と備を推	教育	委員会事務局			
通番	年度	5	6	7	8		9			
88	スポーツ設備の整 備	継続(随時))							
		主な取約	且内容				所管			
	- ツ全般に関する指導 し、地域における健康					教育	委員会事務局			

通番	年度	5	6	7	8		9		
89	「スポーツ推進委 員」の育成・確保	継続(随時))						
	主な取組内容 所管								
	疾病予防、健康維持のための様々なメニューの提供や環境づくりの整備を進め 教育委員会事務局								
通番	年度	5	6	7	8		9		
90	だれもがいつでも スポーツ施設を利 用できる体制づく り	継続(随時))						
91	予防医学や健康維 持などを目的とし た講習会などの開 催	継続(各年)	度1回)						

③ 健康に対する意識づくり

	主な取組内容									
	町民や定期的な健康診査などを受けられるように、定期的に健康診査やがん検 診などを行います。 保健センター									
通番	年度	5	6	7	8		9			
92	健康診査・がん検 診などの充実	継続(各年)	度1回以上)							
		主な取糺	 且内容			所管				
心の傾備しる	建康問題を抱える町E ます。	民の悩みや不安	に対し、適切な	相談を行える体	本制を整	保健·	センター			
通番	年度	5	6	7	8		9			
93	心の健康づくり事 業の推進	継続(各年)	度1回以上)							

④ 各年齢層に応じた健康保持・増進

			所管				
思春期、妊娠・出産期、壮年期、高齢期のそれぞれのライフステージにおいて、 心身ともに健康で過ごせるように、各年代に応じた健康づくりを支援していき ます。							
通番	年度	5	6	7	8	9	

94	健康づくりに関す る教室の開催	継続(各年)	 度 1回以上) 				
95	健康づくりに関す る相談窓口の運営	継続(随時))				
		主な取刹	日内 宓				
	明を迎える住民を対≨ 長教室を開催し、健*	地域 ター	 包括支援セン				
通番	年度	5	6	7	8		9
96	さわやか健康教室の開催	継続(各年)	度1回)				
		主な取刹	 内容				
	寿命のさらなる延伸する 高め、全町民がそれる ます。						センター 包括支援セン
通番	年度	5	6	7	8		9
97	食育推進事業の実 施	継続(各年)	度1回以上)				
98	地域健康教室等の 運動教室の実施 (地域包括支援セ ンター)	継続(各年)	度1回以上)				
99	ウォーキング事業 の実施	継続(各年)	度1回以上)				
100	健康増進イベント の開催	継続(各年)	度1回以上)				

(3) 高齢者・障がい者福祉などの充実

誰もが社会のかけがえのない構成員として、生き生きと暮らしたいと願っています。

鳩山町でも高齢者人口は年々増加(令和4年2月1日現在の高齢化率は45.6%) しています。高齢化の進行は、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化などの介護 ニーズの増大を招きます。

介護保険制度の充実や、介護サービスの向上により各家庭において、介護に関する考え方に変化が見られますが、サービスを受けていない家庭においては、主に女

性が介護を担っている場合も少なくはありません。

一部の家族や女性のみにこれらの介護の負担が集中しないように、男女がともに協力して介護にあたる意識啓発を進め、仕事と介護が両立できる支援体制や福祉サービスの整備・拡充に取り組みます。

また、高齢者が地域と積極的に関わるために、これまでに培われたその経験や知識、能力を生かして、仕事や趣味、社会活動に積極的に参画していくことが大切です。誰もが生きがいを持ち安心して生涯を暮らせるような機会の提供と支援に努めます。

■ 解決のための施策

(1) 公的サービスの充実

		主な取約				所管		
	者のための総合相談 ントなど高齢者の援₽ す。					域包括支援セン -		
通番	年度	5	6	7	8	9		
101	地域包括支援セン ターの体制強化	継続(随時))					
		主な取約	且内容			所管		
	地域包括支援センターの休日、夜間の相談・支援等に 24 時間対応できる体制を 維持します。 地域包括支援センター							
通番	年度	5	6	7	8	9		
102	在宅介護支援セン ターなど支援体制 強化	継続(随時)) 					
		主な取糺	 且内容					
	呆険制度の推進を図る ズに則した介護サーヒ			スの供給体制の	整備と、長	寿福祉課		
通番	年度	5	6	7	8	9		
103	低所得者に対する 利用者負担額の軽 減など介護保険事 業のサービスの基 盤整備の推進	継続(随時))					
	₩ 1E 10 - / 1E/C	主な取糺	 且内容			所管		
	障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で、生き生きとした生活が送れる よう、障がい福祉サービスの充実を図ります。 長寿福祉課							
通番	年度	5	6	7	8	9		

	ノーマライゼーションの普及、啓発						
104	活動の実施(子ど もと障がい者との	継続(各年度1回以上)					
	ふれあい事業など)						
	鳩山支援センター はばたきとの連携						
105		継続(随時)					
106	障がい者相談支援 事業の充実	継続(随時)					

② 生きがい対策事業の充実

					J			
	主な取組	l内容			所管			
高齢者や障がい者が「いつ メニューの充実と機会の提			加できるように		寿福祉課 域包括支援セン ー			
通番 年度	5	6	7	8	9			
107 はーとんカフェの 運営	継続(随時)							
108 ニュータウンふく しプラザの運営	継続(随時)							
109 各種教室・講座などの開設 (地域包括支援センター)	継続(各年)							
	主な取組	l内容			所管			
高齢者グループなどが地域 気軽に参加できるように様	に根ざした活! 々な支援を実加	動を展開できる 拖します。	よう、また、高		寿福祉課 民館			
通番 年度	5	6	7	8	9			
老人クラブ連合会 を通じた活動の推 進	継続(随時)							
鳩ヶ丘のびのびプ ラザを通じた活動 の支援	継続(随時))						
寿大学を通じた活 112 動の推進 (公民館)	継続(各年)	度1回以上)						

基本目標 4 少子・高齢化時代における生活環境の整備促進

	者・障がい者の雇用の いせる機会を設け、ネ	哉や経験	長寿福祉課			
通番	年度	5	6	7	8	9
113	シルバー人材セン ターの機能強化	継続(随時)			
114	鳩山支援センター はばたきの支援	継続(随時))			
115	就労移行支援・就 労継続支援の推進 (障がい者就労支 援センターなど)	継続(随時))			
		主な取約	且内容			所管
	づくりを中心とした ホ を図ります。	様々な支援を行	う地域のリータ	゛ーとなる人材の)育成・	地域包括支援セン ター
通番	年度	5	6	7	8	9
116	健康づくりサポー ターの育成・確保	継続(各年)	度1回以上)			

基本目標5

あらゆる暴力のない社会づくり

(1) DV 等根絶のための啓発事業の推進

DVをはじめとする暴力は男女共同参画の推進を阻害するだけでなく、犯罪となる 行為をも含む重大な人権侵害です。DV 等の根絶を図ることは、男女共同参画社会 を形成していく上で克服すべき重要な課題となっており、あらゆる暴力を許さない 社会意識を醸成する必要があります。

特に DV は家庭内の問題として認識されることが多く、被害者が声を上げにくいほか、外部に相談することに抵抗を感じる人もいます。そのため、潜在化しやすい 状況にあり、被害が深刻化しやすいと言われています。

このような状況下、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法) が施行され、DV についての認知度は高まっておりますが、まだ十分 に認識されているとはいえません。そこで DV の根絶をめざして意識啓発を継続的 に行っていきます。

■ 解決のための施策

① 暴力を起こさないための意識啓発の推進

主な取組内容							所管	
配偶者やパートナーからの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持ってもらい、暴力を許さない社会を実現していくために、DV 防止法の周知及び暴力防止の啓発活動を推進します。							課 建康課 センター 福祉課 包括支援セン	
通番	年度	5	6	7	8		9	
	DV 防止法をはじ							
117	め、暴力防止啓発 や相談窓口の周知	継続(各年)	度1回以上)					
	等							

② DV 等の暴力に関する情報提供

主な取組内容							所管	
DV はじめとする暴力に関する様々な情報提供を推進します。 総務課							課	
通番	年度	5	6	7	8		9	
	DV 等の暴力に関							
118	する国、県、市町 村が実施する事業	継続(各年)	度1回以上)					
	等の情報提供							

(2) 相談・支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、被害者の生命・身体の安全を脅かす犯罪となる行為をも

含む重大な人権侵害です。

そこで被害者が一人で悩まず、安心して相談窓口につながることができるように 様々な機会を通じて周知を図り、被害者が相談しやすい環境を整えます。そして相 談に応じて迅速かつ適切に支援が行えるように体制の整備を推進します。

■ 解決のための施策

① DV 等に関する相談窓口の整備

	主な取組内容 所管							
		40.75	* *					
DV をはじめとする暴力被害者が相談窓口の情報を得やすいように周知の工夫を 図り、更に相談しやすい環境を整えるなどの体制を推進します。 最寿福祉説 教育委員会								
通番	年度	5	6	7	8		9	
	相談しやすい窓口 の工夫・周知(重 層的支援体制整備							
119		継続(随時))					
	事業)							
	連集体制の敷供							
120	連携体制の整備 (重層的支援体制 整備事業)	継続(随時))					

② DV 等被害者への支援体制

				所管			
DV をはじめとする暴力被害者の相談内容に応じて、現在の制度を活かして迅速かつ適切に支援できる体制の整備を図ります。							課 建康課 センター 福祉課 委員会事務局
通番	年度	5	6	7	8		9
121	重層的支援体制の 整備	開始	継続(各年)	度1回以上)			
122	住民基本台帳事務 における支援措置 制度の周知	継続(各年)	 度 1 回以上) 				
123	子どもに配慮した 支援体制の整備	継続(随時))				

(3) 関係機関との連携

被害者への様々な対応を円滑に実施するため、関係機関との連携を図り、DVの

基本目標 5 あらゆる暴力のない社会づくり

根絶をめざしていきます。

■ 解決のための施策

① 庁内 DV 対策連携会議の設置

主な取組内容							所管
庁内 DV 対策連携会議の設置により、DV の防止並びに DV 被害者の保護及び自立 支援を庁内において的確かつ迅速に行い、庁内の DV に関連する各課との連携を 図ります。							課
通番	年度	5	6 7 8				9
	DV に関する各課 との情報共有及び						
124	関連各課との連携 による DV 被害者	継続(各年)	度1回以上)				
への総合的な支援 体制の整備							

② DV 等根絶のための関係機関とのネットワーク化の推進

			所管				
DV をはじめとする暴力被害者の救済体制づくりのために、他の市町村や県・国の関係機関、警察、民間のシェルターなどと緊密なネットワーク化を推進し、連携を強化します。						長寿	福祉課
通番	年度	5	6	7	8		9
	DV 等被害者救済 のための関係機関 とのネットワーク						
125	化の推進((重層的 支援体制整備事	継続(各年)	度1回以上)				
	業)及び鳩山町地域見守りネットワークの推進)						

※重層的支援体制整備事業…既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・ 高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないよう な「地域住民の複雑化・複合化したニーズ」に対応する包括的な支 援体制を構築するため、各分野の相談支援関係者へつなぐ等の「相 談支援」、社会とのつながりを回復する等の「参加支援」、住民同士 の支え合う関係性の育成や地域のおける社会的孤立の発生・深刻化 を防ぐ等の「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

第4章 計画の推進

1 計画推進のための体制づくり

男女共同参画社会実現のための施策は、多種多様で広範囲にわたっています。諸施策 を着実に推進させるためには、町の推進体制の整備・充実を図るとともに、各種施策に 町民の声を取り入れていきます。また、町内の企業や事業所などと一丸となって、人権 尊重・男女平等の視点で各種施策に取り組みます。

また、この計画に基づく施策の実施状況を総合的な視点に立ち、点検・評価する仕組みづくりを検討するとともに、女性が抱えている問題に関する情報の収集や提供、併せて関係機関との連携を深め、複雑な相談事例に対応できる体制づくりを進めていきます。

(1) 男女共同参画の視点に立った推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向け取り組むべき施策は、広範囲、かつ多岐にわたっているため、その理念を実現するためには、行政のあらゆる分野において総合的取り組みと既存の諸計画との整合性を保つことが必要です。

また、この計画を効果的に推進するため、町民から構成される鳩山町人権政策推 進協議会において、行政と町民、町内事業所などが一体となって女性を取り巻く 様々な問題に対し、効果的な施策が取れるように庁内推進体制の整備・充実を図り ます。

■主な取組内容

主要施策	主な取組内容	所 管
鳩山町人権政策推 進協議会の運営	町民等により構成される「鳩山町人権政策推進協議会」 において、計画の総合的推進に町民の声を反映させま す。	総務課
計画の進捗状況の 評価と公表	計画を着実に推進するため、進行管理体制を確立し、定期的に調査・点検・評価を行い、達成状況を把握すると ともに公表します。	総務課
役場庁内推進体制 「鳩山町男女共同 参画推進庁内会議」 「鳩山町庁内 DV 対 策連絡会議」の運営	計画推進のための各施策推進にあたり、各種計画と整合性をとりながら進める必要があるため、庁内に職員による連絡調整会議を設け、計画の推進体制の充実を図ります。	全課(総務課)

(2) 国・県などとの連携

男女共同参画にかかわる施策は広範囲かつ多岐にわたっているため、町単独で実施できない施策も多くみられます。そのため、国や県、その他の関係機関が実施する講演会や研修会を周知するとともに、情報交換の場に積極して参加し、連携を図ります。

■主な取組内容

主要施策	主な取組内容	所 管
国・県などが開催する講演会、研修会などの情報提供・情報 交換	国や県が主催する男女共同参画に関する講演会、研修会などの参加促進のための開催情報を提供します。	総務課

(3) 住民参加による推進

本計画は男女共同参画社会の実現を目指し、町民の皆さんと一緒に進めて行くための計画です。そのため、様々な団体の代表者の参画を得て、「鳩山町人権政策推進協議会」において、計画の推進にあたり町民の声を反映させます。また、町内の各種活動団体と男女共同参画社会実現のために連携し事業を進めていきます。

■主な取組内容

主要施策	主な取組内容	所 管
鳩山町人権政策推 進協議会の運営	町民等により構成される「鳩山町人権政策推進協議会」 において総合的な女性施策に関し、調査・審議し、計画 の総合的推進に町民の声を反映させます。	総務課
住民や住民活動団 体との協働推進	住民や各種の住民活動団体と連携を図り、男女共同参画 に係る事業を展開していきます。	総務課
住民活動団体など への情報提供と支 援	町内の各住民活動団体へ男女共同参画に関する情報を 提供できる体制を整えます。	総務課

(4) 相談窓口の充実と連携の強化

私たちを取り巻く社会環境は日々変化し、DV やセクシャルハラスメントなど、 悩み事の内容も複雑多様化しています。そのため、相談窓口を充実させるとともに、 相談を受ける各種機関とのネットワーク化を推進させます。

■主な取組内容

主要施策	主な取組内容	所 管
相談業務の充実、ネットワーク化の推進	男女共同参画に関する相談に対応できる体制を整えます。また、町単独で解決できない事項については、県や各種関係機関との連携を図り、迅速に解決できるような体制づくりを進めます。	関係各課 (総務課)
人権相談機関との 連携	法務局や県などの人権相談機関との連携を強化します。	総務課

2 数値目標

計画の達成度合いを客観的に評価するため、本計画では数値目標を設定します。

分野	指 標	現状値 (基準値)	目標値	備考
尊重されるまち	男女共同参画に関する講演会への参加者数	333人	350人	現状値は令和元年 度実績値
るまち	学校における男女平等に 関する授業の年間時間	5 時間	8 時間	現状値は令和3年 度実績値。総合学習 の時間に実施。
男女共同参画の場あらゆる分野への	審議会等の女性委員の登 用率	31.1%	37.5%	第6次総合計画の 値を使用。現状値は 令和2年度実績値。
男女共同参画の推進めらゆる分野への	ママパパ教室への男性の参加者数	6人	10人	現状値は令和3年 度実績値
男女平等の推進	保育所入所待機児童数	0人	0人	第6次総合計画の 値を使用。現状値は 令和2年度実績値。
が 推 進	女性労働力率	42.42%	43.00%	国勢調査結果(就業 状態等基本集計結 果)を使用。現状値は 平成27年度実績値。
生活環境の	ファミリー・サポート・セン ター事業会員数	_	50人	新規事業のため現 状値なし
生活環境の整備促進少子・高齢化時代における	健康づくりサポーターの 人数	27人	35人	第6次総合計画の 値を使用。現状値は 令和3年度実績値。
ける	埼玉県健康寿命の延伸	男性18.88歳 女性21.18歳	県内トップクラ ス水準の維持	第6次総合計画の 値を使用。現状値は 令和2年度実績値。
ない社会づくり	町内の相談窓口設置数	6箇所	現状水準の 維持	現状値は令和3年 度実績値(総務課 1、町民健康課2、長 寿福祉課2、教育委 員会事務局1)



第5次鳩山町男女共同参画計画

令和 5 年 (2023 年) 3 月 発行/鳩山町 編集/鳩山町総務課 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16

> TEL 049-296-1214 FAX 049-296-2594